

特許権	判決年月日	令和3年11月29日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和2年(ネ)第10029号		
○ 発明の名称を「セルロース粉末」とする特許に係る特許権侵害の不法行為について、特許法102条3項に基づく実施料相当額の損害額を算定した事例。				

(事件類型) 特許権侵害差止等 (結論) 原判決変更

(関連条文) 特許法102条3項

(原判決) 東京地方裁判所平成29年(ワ)第24598号・令和2年3月26日判決
判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「セルロース粉末」とする特許(特許第5110757号)の特許権者である控訴人が、被告各製品の製造及び販売等が本件特許権の侵害に該当する旨主張して、被控訴人に対し、特許法100条1項及び2項に基づき、被告各製品の製造及び販売等の差止め並びに被告各製品の廃棄を求めるとともに、本件特許権侵害の不法行為による損害賠償を求めた事案である。

原審は、①被告製品1は、本件発明1及び2の技術的範囲に属するが、②本件発明1及び2に係る本件特許には特許法36条6項1号所定のサポート要件に違反する無効理由があり、同法104条の3第1項の規定により、控訴人は、本件発明1及び2に係る本件特許権を行使することができないなどとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

控訴人は、原判決を不服として、本件控訴を提起し、当審において、損害賠償請求に関する部分の請求の拡張をした。

2 本判決は、本件発明1及び2がサポート要件に適合するなどとして、特許権侵害の不法行為の成立を認めた上、特許法102条3項に基づく実施料相当額の損害額について、概要、以下のとおり判示して、控訴人の損害賠償請求を一部認容した(なお、同日判決言渡しの関連事件・令和元年(行ケ)第10160号がある。)

(1) 本件報告書の表Ⅲ-10には、産業分野を「化学」とする特許の「ロイヤルティ料率」について5.3%と記載され、表Ⅲ-12には、産業分野を「化学」とする特許の「司法決定によるロイヤルティ料率」について平均値6.1%、最大値20%、最小値0.3%(件数5件)と記載されている。

(2) 本件発明1の技術的意義は、医薬用途等において活性成分の錠剤化に圧縮成形用賦形剤として使用されるセルロース粉末は、成形性、崩壊性及び流動性のいずれもが高いレベルで満足するものが望ましいが、成形性と崩壊性及び流動性とは相反する性質であるため、従来のセルロース粉末では、成形性、流動性、崩壊性の諸性質をバランスよく併せ持つものは知られていなかったという問題があったことから、本件発明1は、成形性、流動性、崩壊性の諸機能をバランスよく併せ持つセルロース粉末を提供することを課題とし、その課題を解決するための手段として、セルロース粉末の粉体

物性である「平均重合度」,「粒子の平均L/D(長径短径比)」,「平均粒子径」,「見掛け比容積」,「見掛けタッピング比容積」,「安息角」及び「平均重合度とレベルオフ重合度との差分」を特定の数値範囲に制御する構成を採用することにより,全体として成形性,流動性,崩壊性の諸性質をバランスよく併せ持つという効果を奏するものとしたことにある。

控訴人は,本件発明1の実施品として,食品添加物用途の結晶セルロース製品「セオラス ST-02」,医療薬品用添加剤の結晶セルロース製品「セオラスKG-802」を製造及び販売している。また,控訴人は,平成26年度九州地方発明表彰(宮崎県発明協会)において,本件特許について「高成形性結晶セルロース」の発明として文部科学大臣発明奨励賞を受賞した。上記表彰の紹介記事には,「本発明は,医薬品錠剤等の圧縮成形用賦形剤として,最高レベルの成形性を有し,打錠機への均一充填に必要な優れた流動性を有し,かつ服用後の速やかな薬効発現に必要な崩壊性にも優れるセルロース粉末である。」と記載されている。控訴人は,本件特許を自己実施し,第三者にライセンスをしないライセンスポリシーを採用している。

- (3) 被控訴人作成の被告各製品に係る「微結晶セルロース NPミクロース《錠剤賦形剤用途》」と題するパンフレットには,「NPミクロースは硬度・摩損度に優れ直打し難い素材の製造に適しています。」「NPミクロース W-200M,400Mは,他社セルロースより硬度・摩損度が優れており錠剤に強度を付与させることが出来ます。」との記載がある。

被控訴人は,被告製品1を食品添加物用途の結晶セルロース製品として販売している。

- (4) 以上によれば,本件報告書には,産業分野を「化学」とする特許の「ロイヤルティ料率」は5.3%,産業分野を「化学」とする特許の「司法決定によるロイヤルティ料率」は平均値6.1%,最大値20%,最小値0.3%(件数5件)と記載されていること,被告製品1と控訴人の結晶セルロース粉末製品(「セオラス ST-02」)は市場において競合していること,本件発明1の技術的意義,控訴人が本件特許について「高成形性結晶セルロース」の発明として文部科学大臣発明奨励賞を受賞していること,控訴人は,本件特許を自己実施し,第三者にライセンスをしないライセンスポリシーを採用していることなど本件に現れた諸事情を総合考慮すると,控訴人の特許法102条3項に基づく実施料相当額の損害額は,被告製品1の売上高に●%を乗じた額(消費税相当分を含む。)と認めるのが相当である。